

住之江区役所発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(少額随意契約を除く)

令和2年第2四半期契約

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約 理由	WTO
1	住之江区キャリア教育推進事業 (ミュージックフェスティバル)にかかる業務委託	その他代行	公益社団法人大阪市音楽団	1,084,160	令和2年9月15日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	G3	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

住之江区キャリア教育推進事業（ミュージックフェスティバル）にかかる業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団
理事長 石井 徹哉

3 契約予定金額

1, 084, 160円（税込）

4 随意契約理由

本事業の目的を達成するために委託先に求める条件として、「プロの演奏家としての実績があり、生徒に十分な専門家としての知見を与えられること」「経験の少ない者が短期間で合同演奏へ参加できるような指導のノウハウがあること」「住之江区内の学校の状況や演奏能力等を理解し適切な指導ができること」などの地理的条件や高度な能力があげられる。

公益社団法人大阪市音楽団は、住之江区内に本拠地を置き、長い伝統と歴史を持つプロの吹奏楽団であることから、学校の近隣から指導に行くことができ、専門分野で活躍する先輩としての職業観や人生観を伝えることができる。また、南港ATCで行われる「ブラスジャンボリー」等吹奏楽初心者も参加する1日完結型音楽体験イベントを毎年開催するほか、区内の中学校吹奏楽部と共同のコンサートを定期的に行っており、区内中学校吹奏楽部との連携した実績を持つ。そのため、各校の吹奏楽の状況についても熟知しており、短期間で生徒の進捗に合わせた指導が可能である。

これらのことから、本件の契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当し、本事業に必要な能力等を全て有する公益社団法人大阪市音楽団を特名として、随意契約を行うものである。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

住之江区役所 総務課（企画） （電話番号 06 - 6682 - 9992）